

お客さま各位

インターネットバンキング利用規定の改定のお知らせ

いつも武蔵野銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、改正銀行法等への対応のため、2020年10月1日に、『法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」利用規定』および『むさしのインターネットバンキング利用規定』を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1. 法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」利用規定

変更後	変更前
<p>第12条（免責事項等） (1)～(4)省略 <u>(5)電子決済等代行業者提供サービスとの連携</u> <u>ア. 契約者が、電子決済等代行業者が提供するクラウド会計等のサービスを本サービスと連携して利用する場合、当行と契約している電子決済等代行業者からの本サービスへのアクセスについては契約者からのアクセスとして扱うこととします。</u> <u>イ. 電子決済等代行業者が提供するサービスは契約者の自己責任で利用するものとし、電子決済等代行業者やそのサービスについて、当行は責任を負いません。</u> <u>ウ. 電子決済等代行業者からの契約者番号・パスワードの漏洩に起因する不正送金等の損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>エ. 電子決済等代行業者が提供するデータの正当性については、当行は保証しません。</u></p>	<p>第12条（免責事項等） (1)～(4)省略</p>
<p>第14条（サービス内容・規定等の変更） <u>(1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</u> <u>(2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</u></p>	<p>第14条（サービス内容・規定等の変更） (1)当行が本サイトにおいてする掲示またはその他の方法により定める個別規定は、本規定の一部を構成します。本規定と掲示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則として掲示・個別規定が優先するものとします。 (2)本サービスの内容および本利用規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するものとします。 (3)本サービスの内容および本利用規定を変更した場合は、その変更内容を前記10条の通知方法により周知します。</p>

2. むさしのインターネットバンキング利用規定

変更後	変更前
<p>第 21 条（免責事項） (1)～(5)省略 <u>(6)電子決済等代行業者提供サービスとの連携</u> <u>ア. 契約者が、電子決済等代行業者が提供するクラウド会計等のサービスを本サービスと連携して利用する場合、当行と契約している電子決済等代行業者からの本サービスへのアクセスについては契約者からのアクセスとして扱うこととします。</u> <u>イ. 電子決済等代行業者が提供するサービスは契約者の自己責任で利用するものとし、電子決済等代行業者やそのサービスについて、当行は責任を負いません。</u> <u>ウ. 電子決済等代行業者からの契約者番号・パスワードの漏洩に起因する不正送金等の損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>エ. 電子決済等代行業者が提供するデータの正当性については、当行は保証しません。</u></p>	<p>第 21 条（免責事項） (1)～(5)省略</p>
<p>第 25 条（サービス内容・規定等の変更） <u>(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</u> <u>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</u></p>	<p>第 25 条（サービス内容・規定等の変更） (1) 本サービスの内容および本利用規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するものとします。 (2) 本サービスの内容および本利用規定を変更した場合は、その変更内容をホームページ等に掲示する等の方法により周知します。</p>

以上